

【別紙様式】

深浦町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」及び「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に関連する地方単独事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	町指定管理施設事業継続支援金		
総事業費 (千円)	40,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	20,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症、令和4年8月豪雨及び原油価格・物価高騰の影響で採算が悪化している公の施設「アオーネ白神十二湖」の管理運営事業（リゾート宿泊施設運営ほか）の事業継続を図り、当町の基幹産業である観光業を牽引する当該施設の安定的な運営を通じて地域経済の維持、発展を図ることを目的とする。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 (充当経費) 指定管理委託料 40,000千円のうち20,000千円 ・新型コロナ感染症 10,000千円（通常交付金） ・令和4年8月豪雨 20,000千円 ・原油価格・物価高騰 10,000千円（重点交付金） (算定根拠) 令和4年度経常損失（見込み）40,696千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 しらかみ十二湖株式会社（指定管理者） 2) 交付対象者の選定理由、選定方法及び支援の根拠 地方自治法第244条の2第3項及び深浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の規定に基づき、町は当該施設を最も適正かつ効果的に管理運営する能力を有する法人として、しらかみ十二湖株式会社を議会の議決を得て指定し、しらかみ十二湖株式会社との間で当該施設の管理運営に関する協定書を締結して指定管理を委託している。 アオーネ白神十二湖の運営費負担については、協定書第16条において、売上収入をもって管理費に充てることを基本としつつ、効果的に適正な管理運営を行ってもなお不足する部分について、施設設置者である町が指定管理委託料として負担することとしている。 今般、新型コロナウイルス感染症等の影響により売上が低迷したことに伴い、委託先のしらかみ十二湖株式会社の経営が悪化し、その要因が効率的で適正な管理運営といった企業努力の範囲を超えていると判断したことから、協定書の定めに基づき、町が指定管理料を負担して事業継続を支援することとする。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症等の影響下においても、アオーネ白神十二湖の管理運営事業の継続が図られることにより、雇用や地域経済の安定が維持されるほか、観光需要の発掘と経済波及効果の持続が期待され、住民生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>当該施設の管理運営事業については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年度経常損益の見込みが前期実績額と比較して26,526千円減少し、このままでは事業継続が困難な状況に陥っている。 アオーネ白神十二湖の事業継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		